

東京高裁平成 20 年 3 月 19 日判決について 【暴行後の領得意思と強盗罪(236 条 1 項)の成否】

・ 事実の概要

被告人は、以前から面識のあった被害者に対して仕返しをしようなどと考え、被害者宅に赴き、帰宅した被害者に対し、逃げないようにするために、被害者を自宅に押し込み、更に這って逃げようとする被害者を捕まえて、顔面を数回殴打した。その後被告人は、被害者の顔面にガムテープを、上半身に布団をかけ、目隠しをするとともに、下着等を脱がせて、下半身の写真を撮った後、更に被害者の両手首を紐で後ろ手に縛って、身動きが困難な状態にした。

被告人は、その後、わいせつ行為をし、その状況を写真に撮っていた。その行為の途中、被害者の携帯電話に着信があり、その存在に気付いた被告人は、携帯電話を自己のポケットかバッグに入れた。

わいせつ行為を終わらせた被告人は、後ろ手に縛った紐を緩めるなどしたが、逃走時間を確保するために、被害者の両足を更に縛った。逃走する際に、被告人は、被害者から脱がせた下着等を見つけ、これも持ち去った。

なお、被害者は、被告人から顔面を殴打されたときには、一時意識が朦朧としていたが、その後は、意識を失うことはなく、また、被告人も、わいせつ行為をしている最中も、逃走する際も、被害者が動いているのを認識していた。

・ 問題の所在

強盗以外の他の目的で、被害者に対し、暴行・脅迫を加えた後に、その被害者から財物を奪取しようとする場合、強盗罪が成立するためには、新たな暴行・脅迫が必要であるか。また、必要であるとして、その内容はいかなるものか。

・ 判旨

「強制わいせつの目的による暴行・脅迫が終了した後に、前記暴行・脅迫により反抗が抑圧されている状態に乗じて財物を取得した場合において、強盗罪が成立するには、新たな暴行・脅迫と評価できる行為が必要であると解されるが、本件のように被害者が緊縛された状態にあり、実質的には暴行・脅迫が継続していると認められる場合には、新たな暴行・脅迫がなくとも、これに乗じて財物を取得すれば、強盗罪が成立すると解すべきである。」

・ 考察

- ・ 「暴行又は脅迫」(236 条)の程度
- ・ 本判決の立場：必要説、結論(理由、内容)
- ・ 私見

以上